

お知らせ

平成 30 年 4 月 3 日
九州電力株式会社川内原子力発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の
工事計画認可申請書に係る補正書を再提出しました

— 「原子炉補助建屋等に設置する設備」及び「新たに設置する建屋等」に係る補正 —

当社は、川内原子力発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設の工事計画認可申請について、3 分割での申請を行っており、このうち、1 分割目「原子炉補助建屋等に設置する設備」及び 2 分割目「新たに設置する建屋等」に係る申請について、これまでの審査を踏まえ、設備の申請時期の見直し及び記載の適正化を行い、本日、原子力規制委員会へ補正書を再提出しました。

当社は、今後も、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

(参考)

○特定重大事故等対処施設を法令で定められている期限内に設置するため、工事計画認可申請の手続きを「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の 3 つに分割しています。

○川内原子力発電所 1 号機の特定重大事故等対処施設に係る申請状況

1 分割目	原子炉補助建屋等に設置する設備	(申請)H29. 5. 24 (補正)H29. 12. 25、H30. 1. 31、H30. 2. 28、 <u>H30. 4. 3(今回)</u>
2 分割目	新たに設置する建屋等	(申請)H29. 8. 8 (補正)H30. 2. 20、 <u>H30. 4. 3(今回)</u>
3 分割目	新たに設置する設備等	(申請)H30. 3. 9

以 上